

「取引又は証明に使うはかり」について

はかりは使用年数、使用頻度、設置環境など様々な要因によって、本来の性能がだんだん失われていきます。定期検査では、ご使用中のはかりが正確な値を示しているかどうかを検査します。

- ① 取引又は証明には、必ず「検定証印」又は「基準適合証印」が附されたはかりを使用しなければなりません。(計量法第16条)



検定証印



基準適合証印

- ② 取引又は証明に使うはかりは、2年に一度定期検査を受けなければなりません。(計量法第19条)



←定期検査に合格したはかりにはこのようなシールが貼られています。

- ③ 「家庭用はかり」は取引又は証明に使用できませんのでご注意ください。(計量法第16条)



←このマークがついたはかりは一般家庭で目安として使用する目的で製造されたものです。
(例)ヘルスメーター、キッチンスケールなど

※はかりを新たに購入される場合は、上記①の証印付きのものをお求めください。